

# 学位規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、東筑紫短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、試験、学力の確認の方法等学位に関して必要な事項を定めるものとする。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、授与する学位の種類は次のとおりとする。

保 育 学 科	短期大学士（保 育 学）
食物栄養学科	短期大学士（食物栄養学）

## (学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学の学科を卒業した者に授与する。

## (学力の確認)

第4条 学力の確認の方法その他学力の確認に関し必要な事項は、本学学則第12条、第13条および第15条の規定による。

## (学位の授与)

第5条 学長は、短期大学士の学位を授与すべき者に対し別紙様式による卒業証書を授与する。

## (学位の取消)

第6条 短期大学士の学位取得者が、次の各号の一に該当した場合、学長は教授会の議を経て学位の授与を取り消すことができる。

- (1) 不正に学位の授与を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 名誉を汚す行為があったとき。

## (実施規定)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、学長が定める。

## 附 則

この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

第〇〇号

## 卒業証書

本籍

氏名

年 月 日生

本学〇〇〇学科所定の課程を  
修めて本学を卒業したことを認め  
短期大学士（〇〇〇学）の学位を  
授与する。

年 月 日

東筑紫短期大学

学長 （氏名）

学科名および学位の種類は下記のとおりとする。

保育学科

短期大学士（保育学）

食物栄養学科

短期大学士（食物栄養学）

# 東筑紫短期大学 履修規程

## 1. 授業科目

第 1 条 授業科目は大きく分けて次のとおりである。

- |                  |   |               |
|------------------|---|---------------|
| (1) 一般教育科目       | } | 人文科学関係科目      |
|                  |   | 社会科学関係科目      |
|                  |   | 自然科学関係科目      |
|                  |   | 総合科目          |
|                  |   | 外国語関係科目       |
|                  |   | 体育関係科目        |
| (2) 専門教育科目       | } | 保育学科 専門教育科目   |
|                  |   | 食物栄養学科 専門教育科目 |
| (3) 教職に関する専門教育科目 |   |               |
| (4) 資格取得に関する科目   |   |               |

## 2. 履修方法

第 2 条 本学卒業の資格を得るためには、2 ヶ年以上在学し、62 単位以上を取得しなければならない。

第 3 条 履修の方法は、次の基準による。

- (1) 一般教育科目については、人文科学、社会科学、自然科学の 3 分野より 8 単位以上、外国語目については英語Ⅰ、英語Ⅱ各 1 単位以上、体育科目については、スポーツ健康科学Ⅰ、スポーツ健康科学Ⅱ各 1 単位以上を取得しなければならない。
- (2) 専門教育科目については、46 単位以上を別表の教育課程に定めるところに従って取得しなければならない。
- (3) 教育職員免許状を得ようとする者は、卒業資格を得るとともに教育職員免許法および同法施行規則に定める単位を取得しなければならない。  
なお、保育学科の学生は、教育職員免許状の取得を原則とする。(別表Ⅰ 幼二種)
- (4) 保育学科の学生で保育士資格を得ようとする者は、卒業資格を得るとともに児童福祉法および同法施行規則に規定する単位を取得しなければならない。(別表Ⅱ)
- (5) 保育学科および専攻科の学生でレクリエーション・インストラクター公認指導者の資格を得ようとする者は、「レクリエーション・インストラクター公認指導者養成課程履修細則」に規定する単位を取得しなければならない。
- (6) 保育学科の学生で認定ベビーシッターの資格を得ようとする者は、「認定ベビーシッター資格認定に関する履修細則」に規定する単位を取得しなければならない。
- (7) 保育学科の学生でこども音楽療育士の資格を得ようとする者は、「こども音楽療育士資格認定に関する履修細則」に規定する単位を取得しなければならない。
- (8) 食物栄養学科の学生で栄養士の免許を得ようとする者は、栄養士法および同法施行規則に規定する単位を取得しなければならない。(別表Ⅲ)

- ②また、栄養教諭二種免許状を得ようとする者は、栄養士免許取得を基礎資格とした上で、教育職員免許法ならびに同法施行規則に定める規定の単位を取得しなければならない。
- (別表Ⅳ 栄二種)
- (9) 食物栄養学科の学生で医療秘書実務士の資格を得ようとする者は、「医療秘書実務士資格認定に関する履修細則」に規定する単位を取得しなければならない。
- (10) 食物栄養学科の学生でフードスペシャリストの資格を得ようとする者は、「フードスペシャリスト資格認定に関する履修細則」に規定する単位を取得し、かつフードスペシャリスト資格認定試験に合格しなければならない。
- (11) 専攻科の学生で介護福祉士の資格を得ようとする者は、「社会福祉士及び介護福祉士法」および「社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四」に規定する単位を取得した上、厚生労働大臣が行う介護福祉士国家試験に合格しなければならない。(別表Ⅴ)

第 4 条 単位の計算は次の基準による。

- (1) 講義は 1 時間の授業に対して 2 時間の準備、または学習を必要とすることを考慮して、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習は 2 時間の授業に対して 1 時間の準備、または学習を必要とすることを考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、1 時間の演習に対して 2 時間の準備、または学習を必要とする場合は 15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 実験、実習、実技はすべて実験室または実習室で行われるものであることを考慮して、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、2 時間の実験、実習、実技に対して 1 時間の準備、または学習を必要とする場合は 30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

第 5 条 各学科において各年次の学生が履修する授業科目および単位数は、別表履修単位表のとおりである。履修する授業科目の選択にあたっては、履修単位表に指示する履修の順序に従わなければならない。

### 3. 受 講

第 6 条 学生は、毎学期始めの所定の期間内に一般教育科目、外国語、専門教育科目中の選択科目、教職課程科目について希望の授業科目を選択して受講登録した上、授業担当者および学長の承認を得なければならない。ただし、選択の範囲は時間割、その他の都合により制限される。

なお、選択した選択科目を中止(変更)するときは、授業担当者を通じて学長に届け出(願い出)なければならない。ただし、科目変更は受講指導期間内に限る。

- 2 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を 48 単位とする。ただし、次の各号に定めるものについては登録単位数の上限から除くものとする。
- (1) 資格取得に関する科目
- (2) 教職に関する専門教育科目(食物栄養学科)
- (3) 学長が認めた科目
- 3 前項の規定にかかわらず、次の者は教務部長の許可を得て、登録単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- (1) 所定の単位を優れた成績をもって修得した者
- (2) 相当な理由により、学長がとくに認めた者

第 7 条 一部の選択科目は年度によって開講しないことがある。開講した授業科目でも受講者数が 10 名に満たない場合は、開講を取り止めることがある。

第 8 条 各授業科目は、その内容、教室の都合によって受講人員を制限することがある。

第 9 条 学生は、学期始めに履修希望科目を所定の手続きに従って届け出なければならない。

第 10 条 卒業後、教員免許申請資格を得ようとする者が受講を希望するときは、受講願を提出すること。この場合の受講料、期間等は科目等履修生に準ずる。

#### 4. 科目等履修生

第 11 条 学則第 64 条により科目等履修生として受講を希望する者は、所定の「科目等履修生願書」に履歴書、最終学校卒業証明書および健康診断書を添えて学長あてに願い出なければならない。

2 科目等履修生に対する審議は次の基準による。

(1) 正規の学生の学習の妨げのない場合に限る。

(2) 高等学校卒業者またはこれと同等以上の学力を有すると認められた者。または、高大連携等により協定を締結した高等学校の在校生で履修を認められた者。

(3) 身元確実な保証人を有する者。

3 科目等履修生の受講許可は毎学期始めに行う。

4 受講の期間は 1 期または 1 年とする。

5 科目等履修生は 1 単位の講義もしくは実習に対して 10,000 円の受講料を定められた期日までに納めなければならない。ただし、協定により履修を行う科目等履修生については、当該協定に定める全額を受講料とする。

6 この他、科目等履修生に関する規定は一般学生に準ずるものとし、必要な事項については教授会の議によるものとする。

#### 5. 特別聴講学生

第 12 条 学則第 65 条により特別聴講学生として受講を希望する者は、所定の「特別聴講履修願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

#### 6. 外国人留学生

第 13 条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に対する審議は次の基準による。

(1) 外国において 12 年の学校教育課程を修了した者。

(2) 出入国管理および難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格を有する者。

(3) 日本の大学で学ぶのに十分な日本語能力を有する者。

(4) 本学に入学を志願する者は、次の書類に受験料を添えて指定の期日までに願い出なければならない。

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| ① 入学願書       | ⑦ 誓約書              |
| ② 卒業証明書      | ⑧ 保証人の誓約書          |
| ③ 履歴書        | ⑨ 外国人登録済証明書        |
| ④ 成績証明書      | ⑩ 保証人保証書           |
| ⑤ 健康診断書      | ⑪ 在日の身元保証人保証書      |
| ⑥ 保証人の身元引受証明 | ⑫ 学費等の支弁能力を立証する証明書 |

- (5) 選考は、出願書類、学力試験、作文ならびに面接（保証人を含む）の結果を総合して行うものとする。
- (6) 保証人は1名とし、日本国に在住し、在学中に一切の連帯責任を負えるものと本学が認めた者でなければならない。
- (7) 入学後、本人または保証人の責任により、修学上著しい支障を生じた時は、退学を命ずることがある。
- (8) 外国人留学生の定員は別に定める。
- (9) 本規定は、外国人科目等履修生にも準用する。

## 附 則

この改正規定は令和3年4月1日より施行する。

# GPA制度について

本学では GPA (Grade Point Average : グレード・ポイント・アベレージ) 制度を導入しています。GPA は自身の成績状況を的確に把握するための指標です。自身の GPA を把握し、無理のない履修計画を立て、主体的に学習に取り組んでください。

## 1. GPAの算出方法

### (1) 各科目の GP

各科目の GP (グレード・ポイント) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$GP = \frac{100 \text{ 点法による評点} - 55}{10}$$

上記の計算式により、各科目の GP が以下のように求まる。

評点	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下	—
評価	秀	優	良	可	不可、失格	認定
GP	4.5～3.5	3.4～2.5	2.4～1.5	1.4～0.5	0.0	除外

### (2) 学期 GPA

各科目の GP と単位数から、学期 GPA (学期に取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{当該学期の【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{当該学期の【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

### (3) 通算 GPA

通算 GPA (入学時から今学期までに取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

## 2. 表彰や奨学制度への活用

卒業時等における成績優秀者への各種表彰や奨学金に関わる選考にあたり GPA の値を活用する。

## 3. 再履修・履修取消等における取扱い

### (1) 再履修科目

不合格科目を再履修し、合格となった場合は、合格の評価が与えられた学期の学期 GPA および通算 GPA に算入し、再履修前の不合格評価については、通算 GPA に算入しない。ただし、不合格の評価を与えられた学期の学期 GPA には算入する。

### (2) 履修取消等

履修登録をして、学期途中で出席しなくなった科目についても GPA の計算対象となる。履修登録変更期間中に履修取消手続きを行った科目については、GPA の計算対象にならない。

## 4. GPAの通知

学生に対しては GPA を適宜通知するので、自身の GPA について把握をして学修に役立てるようにすること。

保護者に対しては年度末に発送する保護者への成績通知により通知する。

## 5. GPAと学修指導

### (1) GPA の値が良好な者

無理な履修登録を防止するため学期中に履修できる単位数に上限を定める CAP 制を設ける。ただし、GPA の値が良好な学生については「学修意欲が高い」「余裕がある」と判断して、上限以上の履修を認める場合がある。

### (2) GPA の値が不良な者

- ① GPA の値が不良である学生に対して、学科教員を中心として学修指導を行う。とくに指導が必要と考えられる場合や改善が見られない場合は、保護者同席の上で指導を行うこともある。
- ② 学期 GPA が 2 学期連続して 1.00 未満の学生には学長が指導および進路変更を促す。ただし、通算 GPA が 1.00 以上の場合と①の指導がなされていない場合は、この対象とはしない。



別表 I 幼稚園教諭二種免許状 【保育学科】

基礎資格 (62 単位以上)		短期大学士の学位を有すること 一般教育科目……………8 単位以上 (日本国憲法 2 単位、情報処理学 2 単位は必修) 英語 I・II……………2 単位以上 スポーツ健康科学 I・II…2 単位以上 専門教育科目……………50 単位以上 (選択除く下記の 33 単位を含む)			
教職に関する専門教育科目	施行規則に定める科目		履修科目		単位
	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健 康	健 康	1
			人 間 関 係	人 間 関 係	1
			環 境	環 境	1
			言 葉	言 葉	1
			表 現	表 現	1
			音 楽 基 礎	音 楽 基 礎	1
			器 楽 基 礎 I	器 楽 基 礎 I	1
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保 育 内 容 総 論	保 育 内 容 総 論	2	
		保 育 指 導 論	保 育 指 導 論	2	
		幼 児 体 育	幼 児 体 育	1	
		保 育 内 容 ( 子 ども と 環 境 )	保 育 内 容 ( 子 ども と 環 境 )	(1) 選択	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教 育 原 理	2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教 職 概 論	2	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	保 育 制 度 論	1	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教 育 心 理 学	2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特 別 支 援 教 育 概 論	1	
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教 育 課 程 ・ 保 育 計 画 と 評 価	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教 育 方 法 論	2	
		幼児理解の理論及び方法	幼 児 の 理 解 と	2	
教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		教 育 相 談			
教育実践に関する科目	教 育 実 習	教 育 実 習	4		
		教 育 実 習 事 前 ・ 事 後 指 導	1		
	教 職 実 践 演 習	保 育 ・ 教 職 実 践 演 習 ( 幼 稚 園 )	2		

別表Ⅱ 保 育 士 資 格 【保育学科】

系 列	授 業 科 目	必 修	選 択	
一般教育科目		8		
外 国 語	英 語 I	1		
	英 語 II	1		
	体 育	ス ポ ー ツ 健 康 科 学 I	1	
		ス ポ ー ツ 健 康 科 学 II	1	
専 門 教 育 科 目	保育の本質・目的に関する科目	保 育 原 理	2	
		教 育 原 理	2	
		子 ども 家 庭 福 祉	2	
		子 ども 家 庭 福 祉 演 習 I	1	
		子 ども 家 庭 福 祉 演 習 II	1	
		社 会 福 祉	2	
		子 ども 家 庭 支 援 論	2	
		社 会 的 養 護 I	2	
		教 職 概 論	2	
		保 育 制 度 論		1
専 門 教 育 科 目	保育の対象の理解に関する科目	教 育 心 理 学	2	
		子 ども 家 庭 支 援 の 心 理 学	2	
		発 達 心 理 学	2	
		幼 児 の 理 解 と 教 育 相 談	2	
		子 ども の 保 健	2	
		子 ども の 食 と 栄 養 I	1	
		子 ども の 食 と 栄 養 II	1	
専 門 教 育 科 目	保育の内容・方法に関する科目	教 育 課 程 ・ 保 育 計 画 と 評 価	2	
		保 育 内 容 総 論	2	
		保 育 内 容 総 論 演 習	1	
		保 育 指 導 論		2
		保 育 内 容 ( 子 ども と 環 境 )	1	
		乳 児 保 育 I	2	
		乳 児 保 育 II	1	
		子 ども の 健 康 と 安 全	1	
		障 害 児 保 育 I	1	
		障 害 児 保 育 II	1	
		社 会 的 養 護 II	1	
		子 育 て 支 援	1	

系 列	授 業 科 目	必 修	選 択	
専 門 教 育 科 目	健 康	1		
	人 間 関 係	1		
	環 境	1		
	言 葉	1		
	表 現	1		
	子 ども の 表 現	1		
	音 楽 基 礎	1		
	器 楽 基 礎	1		
	器 楽 基 礎 II		1	
	器 楽 応 用		1	
	音 楽 演 習 ( わ ら べ 歌 )		1	
	音 楽 演 習 ( 合 奏 )		1	
	子 ども の 図 画 工 作 I	1		
	子 ども の 図 画 工 作 II		1	
	幼 児 体 育	1		
	保 育 実 習	保 育 実 習 I	4	
		保 育 実 習 指 導 I	2	
		保 育 実 習 II	2	
		保 育 実 習 III		
		保 育 実 習 指 導 II	1	
保 育 実 習 指 導 III				
総 合 演 習	保 育 ・ 教 職 実 践 演 習 ( 幼 稚 園 )	2		
保育士資格を取得するには、卒業必修を含む上記の必修科目（一般教育科目・外国語・体育・専門教育科目）75単位以上が必要です。  「保育実習」は、「保育実習Ⅰ・保育実習指導Ⅰ」が必修で、「保育実習Ⅱ・保育実習指導Ⅱ」か「保育実習Ⅲ・保育実習指導Ⅲ」のどちらかと組み合わせて履修します。		75 単位	合計 75 単位以上	

別表Ⅲ 栄養士免許 [食物栄養学科]

系 列	授 業 科 目	必 修	備 考
一般教育科目		8	
	外 国 語	英 語 I	1
		英 語 II	1
	体 育	ス ポ ー ツ 健 康 科 学 I	1
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 II		1	
専 門 教 育 科 目	社会生活と健康	公 衆 衛 生 学	2
		社 会 福 祉 概 論	2
	人体の構造と機能	解 剖 生 理 学 I	2
		解 剖 生 理 学 II	2
		解 剖 生 理 学 実 験	1
		生 化 学	2
		生 化 学 実 験	1
		運 動 生 理 学	2
	食 品 と 衛 生	食 品 学 総 論	2
		食 品 学 実 験	1
		食 品 衛 生 学	2
		食 品 衛 生 学 実 験	1
		食 品 学 各 論	2
	栄 養 と 健 康	栄 養 学 総 論	2
		栄 養 学 各 論	2
		栄 養 学 実 習	1
		臨 床 栄 養 学 I	2
		臨 床 栄 養 学 II	2
		臨 床 栄 養 学 実 習 I	1
		臨 床 栄 養 学 実 習 II	1
	栄 養 の 指 導	栄 養 指 導 論 I	2
		栄 養 指 導 論 II	2
		栄 養 指 導 実 習 I	1
		栄 養 指 導 実 習 II	1
		公 衆 栄 養 学	2
	給 食 の 運 営	調 理 学	2
		調 理 学 実 習 I	1
		調 理 学 実 習 II	1
		調 理 学 実 習 III	1
		給 食 管 理	2
		給 食 管 理 実 習 I	1
		給 食 管 理 実 習 II	1
	卒業に関するその他専門教育科目	基 礎 化 学	2
保 育 学		2	
※栄養士免許の取得には、最低限、上記科目を修得する必要があります。			合計 66 単位以上

別表Ⅳ 栄養教諭二種免許状 【食物栄養学科】

基礎資格		学校教育法第 104 条第 5 項に定める短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第 2 条第 1 項の規定により栄養士の免許を受けていること。 一般教育科目……………8 単位以上（日本国憲法 2 単位、情報処理学 2 単位は必修） 英語Ⅰ・Ⅱ……………2 単位以上 スポーツ健康科学Ⅰ・Ⅱ…2 単位以上		
施行規則に定める科目		履修科目	単位	
教職に関する専門教育科目	栄養に係る教育に関する科目（2 単位）		児童・生徒の栄養指導	2
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	1
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1
	道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳・総合的な学習および特別活動	1
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	1
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導と教育相談	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	教育実践に関する科目	栄養教育実習	栄養教育実習事前・事後指導	1
			栄養教育実習	1
		教職実践演習	教職実践演習（栄養教諭）	2

別表V 介護福祉士国家試験受験資格 [専攻科]

領域	授業科目	開講単位数	開講時間数	必修時間数	選択時間数
人間と社会	社会の理解	2	30	30	
	人間関係とコミュニケーション	1	15	15	
介護	介護の基本Ⅰ	4	90	90	
	介護の基本Ⅱ	4	90	90	
	コミュニケーション技術	2	60	60	
	生活支援技術Ⅰ	2	60	60	
	生活支援技術Ⅱ	3	90	90	
	生活支援技術Ⅲ	2	60	60	
	生活支援技術（形態別）	1	30	30	
	生活支援技術（福祉住環境）	2	30	30	
	生活支援技術（家事の介護）	2	30	30	
	介護過程Ⅰ	3	90	90	
	介護過程Ⅱ	2	60	60	
	介護総合演習Ⅰ	1	30	30	
	介護総合演習Ⅱ	1	30	30	
	介護実習Ⅰ	2	90	90	
	介護実習Ⅱ	3	120	120	
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	2	30	30
こころとからだのしくみⅡ		2	30	30	
発達と老化の理解		2	30	30	
認知症の理解		4	60	60	
障害の理解		2	30	30	
医療的ケア	医療的ケア	4	60	50	
本学独自の開講科目	バリアフリー論	1	15		15
	計	54	1,260	1,235	15

## 「レクリエーション・インストラクター」公認指導者養成課程履修細則

保育学科の学生は、次に定める所定の科目を修得することにより資格認定証が交付される。

レクリエーション概論	2 単 位	2 時間 (90 分) × 15 回
レクリエーション実技	2 単 位	2 時間 (90 分) × 30 回
保 育 実 習 I	4 単 位	
現場実習 (事業参加)	3 回参加	

## 「認定ベビーシッター」資格認定に関する履修細則

保育学科の学生は、保育士資格の取得に必要な教科目の他に、次に定める所定の科目を修得することにより資格認定証が交付される。

在 宅 保 育 論	2 単 位
-----------	-------

## 「こども音楽療育士」資格認定に関する履修細則

「こども音楽療育士」の資格を得ようとする者は、学則第 10 条によるほか、全国大学実務教育協会の「こども音楽療育士資格認定に関する規程」に定める次の必修科目および選択科目を修得しなければならないものとする。

こども音楽療育概論	2 単位		
こども音楽療育演習	1 単位		
こども音楽療育実習	1 単位		
教育心理学	2 単位	} 4 単位以上	} 16 単位以上
こども家庭支援の心理学	2 単位		
発達心理学	2 単位		
障害児保育 I	1 単位		
障害児保育 II	1 単位		
子ども家庭福祉	2 単位		
子どもの保健	2 単位		
音楽基礎	1 単位	} 4 単位以上	
器楽基礎	1 単位		
器楽基礎 II	1 単位		
器楽応用	1 単位		
音楽演習 (わらべ歌)	1 単位		
音楽演習 (合奏)	1 単位		

## 「医療秘書実務士」資格認定に関する履修細則

「医療秘書実務士」の資格を得ようとする者は、学則第 10 条によるほか、日本医療福祉実務教育協会の定める必修科目、本学では次の必修科目を修得しなければならないものとする。

心 理 学	2 単位	生 物 学	2 単位
英 語 I	1 単位	英 語 II	1 単位
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 I	1 単位	ス ポ ー ツ 健 康 科 学 II	1 単位
公 衆 衛 生 学	2 単位	社 会 福 祉 概 論	2 単位
解 剖 生 理 学 I	2 単位	臨 床 検 査 デ ー タ 解 析	2 単位
コ ン プ ュ ー タ リ テ ラ シ ー	1 単位	情 報 処 理 学 演 習 I	2 単位
情 報 処 理 学 演 習 II	1 単位	薬 理 学	2 単位
病 院 管 理 学	2 単位	医 療 事 務 概 論	2 単位
診 療 報 酬 請 求 事 務 I	1 単位	診 療 報 酬 請 求 事 務 II	1 単位
医 療 秘 書 実 務	1 単位	医 療 秘 書 実 務 実 習	1 単位

## 「フードスペシャリスト」資格認定に関する履修細則

「フードスペシャリスト」の資格を得ようとする者は、学則第 10 条によるほか、日本フードスペシャリスト協会の定める必修科目、本学では以下必修科目の 25 単位を修得し、かつフードスペシャリスト資格認定試験に合格しなければならない。

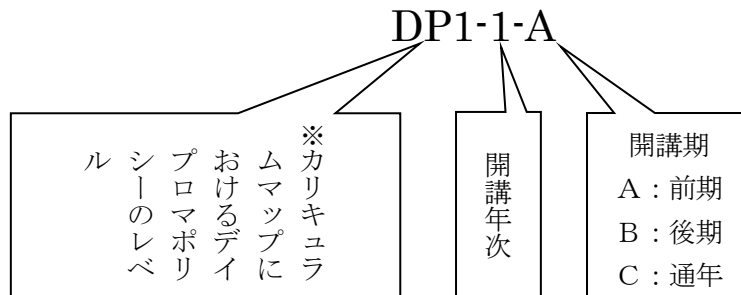
食 品 学 総 論	2 単位	栄 養 学 各 論	2 単位
食 品 学 実 験	1 単位	調 理 学	2 単位
食 品 衛 生 学	2 単位	調 理 学 実 習 I	1 単位
食 品 衛 生 学 実 験	1 単位	調 理 学 実 習 II	1 単位
食 品 学 各 論	2 単位	調 理 学 実 習 III	1 単位
栄 養 学 総 論	2 単位	フ ー ド ス ペ シ ャ リ ス ト 論	2 単位
フ ー ド コ ー デ ィ ネ ー ト 論	2 単位	食 品 の 官 能 評 価 ・ 鑑 別 演 習	2 単位
食 品 流 通 論	2 単位		



## ナンバリングについて

ナンバリングとは授業科目に適切な番号を付し、分類することで学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みです。

本学のナンバリングは、以下のことを表します。



## 他の短期大学等における授業科目の履修等に関する規程

第1条 学則第17条に基づく他の短期大学等における授業科目の履修等については、この規程の定めるところによる。

第2条 他の短期大学等での授業科目の履修は、本学において教育上有益と認め、かつ当該大学との協議が成立した場合について実施する。

第3条 他の短期大学等での履修期間中の身分は、当該大学の定めによる特別聴講学生とし、当該大学の学則および指示・決定に従う義務を負う。

第4条 他の短期大学等での修業期間は、本学の在学期間に算入する。

第5条 他の短期大学等での履修科目の範囲は、当該学生の所属する学科の授業科目とする。

2 他の短期大学等で履修した科目について修得した単位は、教授会で適当と認められたものについて、15単位を限度として認定することができる。

第6条 他の短期大学等において授業科目の履修を志願する者は、次の書類を履修開始前の所定の期日までに、教務課に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書
- (2) 成績証明書
- (3) 学科長の推薦書

第7条 他の短期大学等における授業科目の履修志願者の選考は、教授会において行う。

第8条 その他の事項については、当該大学との協議に基づいて、別にこれを定める。

### 附 則

1. この規程は平成8年4月1日より施行する。

# 入学前の既修得単位の認定に関する規程

第1条 学則第19条第4項に基づく入学前の既修得単位の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

第2条 入学前に修得した科目および単位の認定は、当該学生の所属する学科の授業科目とし、合計15単位を超えない範囲で行うものとする。

2 前項の単位の認定に関連して、修業年限の短縮は行わないものとする。

第3条 入学前の既修得単位認定の申請をする者は、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学前の既修得単位認定申請書
- (2) 単位修得・成績に関する証明書
- (3) 修得科目の授業内容を示す文書

第4条 入学前の既修得単位の認定は教務委員会が審査し、教授会の議を経て学長が行う。

第5条 入学前の既修得単位の認定の結果については教務課より本人に通知する。

## 附 則

1. この規程は平成8年4月1日より施行する。

# 東筑紫短期大学 成績考査規程

## 1. 総 則

第 1 条 本学は学則第 15 条に基づいて、成績考査規程を設ける。

第 2 条 成績考査については、学則第 12 条、第 13 条、第 14 条およびこの成績考査規程の定めるところによる。

## 2. 単位の認定

(認定方法)

第 3 条 単位は以下の方法で認定する。

1. 単位の認定は、試験（含む実技試験）、レポート、実習製作（教材）の提出による。合格した者には、当該授業科目の所定単位を与える。
2. 通年科目は原則として、各学期の成績を平均して評価を行う。

(単位不分割)

第 4 条 通年科目の単位の分割は原則として認めない。

(成績評価の基準)

第 5 条 成績の評価は点数をもってするが、本人および保護者への成績通知には秀・優・良・可・不可の評語をもってする。

評 価	評 価 点	合 否
秀	90 ～ 100	合 格
優	80 ～ 89	
良	70 ～ 79	
可	60 ～ 69	
認 定	—	
不 可	59 以下	不 合 格

※1 点未満の端数があるときは、四捨五入する。

## 3. 試 験

(受験資格の喪失)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができない。

1. 欠席時数が授業時数の 3 分の 1 以上におよぶ者。
2. 所定の期日までに授業料その他納入金および聴講料を完納していないとき。  
ただし、やむを得ない事由のある者は、所定の手続（授業料その他納入金延期願）により許可を受けなければならない。
3. 受験中に学生証を所持していないとき。
4. 試験開始後 20 分以上遅刻したとき。

(不正行為者の取扱い)

第 7 条 受験中に不正行為を行った者に対しては、その試験科目を無効とする。

なお、その後の処置は教授会において講ずる。

(試験場における心得)

第 8 条 試験場においては、次の各号を守らなければならない。

1. 試験入場者の棄権は認めない。ただし、急病その他やむを得ないと認められる場合は、監督者は答案提出を求めて許可することがある。
2. 発言を要する場合は、かならず監督者の許可を得ること。
3. 試験開始後 30 分を経過しない場合は、退場することができない。
4. 試験場においては許可された物以外は、一切所持することができない。
5. 一度提出した答案は、理由の如何にかかわらず返付しない。
6. 試験場では、許可なく物品の貸借をしてはならない。
7. 学生証を机の上に置き、監督者に明示する。なお、追・再試験の場合、学生証の他に受験票を机の上に提示すること。

#### 4. 追試験および再試験

(追試験)

第 9 条 追試験の実施については次のように定める。

1. 病気その他やむを得ない事由により受験することができない者は、所定の願書(欠試験・追試験)に、医師の診断書または事由証明書を添え、保護者連署をもって、当該試験日より 5 日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出し、許可を得なければならない。
2. 追試験は学期試験終了後 1 回だけ行う。
3. 追試験の得点は、90 点を限度とする。ただし、情状によりこの制限を免除し、または緩和することがある。

(再試験)

第 10 条 再試験の実施については次のように定める。

1. 試験の結果、不合格となった科目については、本人の願い出により再試験を行うことがある。
2. 再試験の願い出は、成績発表後 5 日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出しなければならない。
3. 試験にかかわるレポートを提出期限までに許可なく提出しない者は、猶予期間を 3 日とする。猶予期間中に提出する場合の取り扱いは、再試験に準ずる。
4. 教材の提出最終日は各学期の終りとする(定期試験期日の最終日より一週間後の日までとする)。提出期限までに許可なく提出しない者は、猶予期間を 3 日間とする。猶予期間中に提出する場合の取り扱いは、再試験に準ずる。
5. 再試験で単位が認定されない場合は、再履修することを原則とする。
6. 再試験の得点は原則として可とする。

(追・再試験の受験料)

第 11 条 追試験および再試験の受験料については次のように定める。

1. 追試験の受験料は 1 科目について 1,000 円とする。再試験の受験料は 1 科目について 2,000 円とする。ただし、既納の追・再試験受験料は返還しない。
2. 全科目の追試験を受ける者に対しては、教授会の議を経て受験料の総金額について考慮

されることがある。

3. 教育実習による追試験料は免除とする。
4. 学校保健安全法第 19 条（出席停止）による追試験料は免除とする。

## 5. その他

第 12 条 試験の結果、合格点を得た科目は再履修することができない。

第 13 条 卒業延期者の授業料その他納入金は、卒業の認定された日の属する納付期の分はこれを徴収する。

第 14 条 卒業単位を修得した者で、教育職員免許状・栄養士免許証・保育士資格取得のための単位を必要とする者は、科目等履修生扱いとする。

## 附 則

この規定は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。